平成２７年（フ）第２２５号
和歌山県紀の川市貴志川町長山16番地　ヴィラ貴志川101
破産者　宮下　進之
1　破産債権の届出期間　平成28年４月26日まで
2　一般調査期日　平成28年５月26日午前10時25分
平成28年３月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６２３号
大阪府大東市氷野１丁目９番13号
破産者　宮浦　弘明
1　破産債権の届出期間　平成28年４月28日まで
2　一般調査期日　平成28年６月20日午後２時
平成28年３月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１８号
大阪市住吉区長居東１丁目７番25号801
破産者　有限会社エムアール
1　破産債権の届出期間　平成28年４月28日まで
2　一般調査期日　平成28年５月30日午後２時30分
平成28年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６７７号
大阪市東住吉区杭全６丁目３番23号
破産者　乳久保雅稔
1　破産債権の届出期間　平成28年４月28日まで
2　一般調査期日　平成28年６月９日午後２時
平成28年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５号
福岡県柳川市大和町中島1132番地６、住民票上の住所福岡県大牟田市明治町３丁目42番地２
破産者　平河　勝男
1　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
2　一般調査期日　平成28年７月６日午前10時30分
平成28年３月23日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産管財人変更

平成２７年（フ）第８６号
愛媛県四国中央市川之江町2529番地229　ロイヤルハイツ105号、前住所愛媛県四国中央市三島宮川３丁目20番22号
破産者　渡辺　清彦（旧姓渡邊）
破産管財人　佐伯継一郎が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
平成28年３月23日　松山地方裁判所西条支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第５号
福岡県みやま市高田町下楠田872番地の３
破産者　有限会社中河原総業
異議申述期間　平成28年５月25日まで
平成28年３月25日
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０２０号
東京都港区芝４丁目３番２号三田富洋ハイツ110
清算株式会社　株式会社ＮＥＸＴ
代表清算人　横山　光衛
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０２５号
東京都渋谷区神宮前６丁目18番１号
清算株式会社　株式会社シーエー
代表清算人　外岡秀斗志
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第１０号
京都府久世郡久御山町田井新荒見230番地の１
清算株式会社　大宮陸運株式会社
代表清算人　奥村　眞一
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２８年（ヒ）第３００４号
大阪市中央区玉造１丁目11番２号ＴＭ１ビル
清算株式会社　ＯＣＴ管理株式会社
代表清算人　田仲　清高
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第１０１号
北海道旭川市５条通８丁目1254番地の１エヌシーマックビル
清算株式会社　株式会社マックファイナンス
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（ヒ）第２号
群馬県沼田市利根町老神甲585番地
清算株式会社　株式会社ホテルニュー老神
代表清算人　金子　宣広
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所沼田支部

平成２７年（ヒ）第３０３１号
大阪市住之江区平林北１丁目２番158号
清算株式会社　株式会社コシイウッドソリューションズ
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２号
神戸市西区玉津町今津169番地の１
清算株式会社　ダイニチ・コンストラクション株式会社
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、解散日翌日（平成27年10月24日）以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　放棄する金額の１円未満の端数は切り捨て、弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り上げる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、解散日翌日（平成27年10月24日）以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権者は、本協定認可決定時に、一般債権の80％を放棄する。
⑵　清算株式会社は、本協定認可決定が確定後、１ヶ月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
ア　弁済の基準となる各一般債権者の債権額は、一般債権額から前記⑴により放棄した額の残額をいい、各一般債権者の債権額及び全ての一般債権者の債権額の合計額（債権額合計額）を算出する。
イ　弁済の対象となる弁済原資総額は、換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用を除いた残額をいい、当該弁済原資総額をアにより算出された債権額合計額で除する方法により、弁済率を算定する。
ウ　アにより算出された各一般債権者の債権額にイにより算定された弁済率を乗じた金額をもって各一般債権に対する弁済額とする。
エ　清算株式会社は、ウにより算出された具体的弁済額を支払う。
⑶　一般債権者は、⑵の弁済を受けたときに、残余の一般債権を放棄する。